指定暑熱避難施設の運営に関する事例

(中間とりまとめ案)

目次

背景·目的

1. 施設管理者(設置時)

事例〇:公共施設だけでなく民間施設を活用した例

事例〇:施設管理の具体例

2. 参加の動機・効果(設置時)

事例〇:取組に参加する動機・効果の例

3. 民間施設への協力依頼(設置時)

事例〇:民間施設への協力依頼における工夫の例

4. 人員や物品の追加費用等(設置時)

事例〇:人員や物品の追加費用の例

5. 運営時間(設置時)

事例〇:運営に負担をかけない運営時間の例

6. 要項·マニュアル等(設置時)

事例○:要項・マニュアルの項目の例

事例〇:募集要項の例

事例〇:要項・マニュアルの具体例

事例〇:各自治体独自の上乗せの設置要件の例

(指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準の上乗せの例)

7. 民間施設、民間管理者等に係る協定(設置時)

事例〇:指定管理者との協定の例

8. 要項・マニュアル等(運用時)

事例〇:運用にあたる要項・マニュアル等の項目の例

事例〇:利用者への留意事項の例

事例〇:冷房の設定温度の例

9. 物品 (運用時)

事例〇:物品の例

事例〇:休憩のための椅子・ソファ等の例

事例〇:水分補給のための飲料水等の例

事例○:体調不良者の対応のための物品の例

事例〇:周知のための掲示物の例

事例〇:自治体の独自予算等を活用して物品を提供している例

10. 救護体制(設置·運用時)

事例〇:熱中症の応急処置や症状に応じた対応の判断基準の例

事例〇:緊急時本人カードの例

事例○:個室の確保の例

11. 情報発信·周知方法(設置·運用時)

事例〇:紙面による情報発信の例

事例〇:インターネットによる情報発信の例

事例〇:定例記者会見による情報発信の例

事例〇:現地の掲示物による周知の例

事例〇:マップ作製による案内の例

12. 庁内連携(設置·運用時)

事例〇:庁内関係部局等との体制構築の例 事例〇:庁内関係部局との具体的な連携の例

13. 設置時等における課題への対応(設置・運用時)

事例〇:懸念されたこと・対応策の例



補足やポイントを左のアイコンで表示

背景・目的

1. 背景

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかいた際、体内の水分や塩分(ナトリウム等)の減少や血液の流れが滞る等で、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称であり、死に至る可能性のある病態である。適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができるにもかかわらず、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数は5年移動平均で1,000人を超える高い水準で推移している。熱中症は、全ての世代の国民の生命や生活に直結する深刻な問題である。

海外の専門機関(例:米国疾病予防管理センター(CDC))によると、クーリングシェルター(避暑施設)が広く利用しうる熱中症対策の1つとして挙げられている。我が国でも、一部の地方自治体において、暑さをしのぐ一時避難場所として、公共施設(庁舎、公民館、図書館等)を休憩スペースとして利用できるよう開放しているが、極端な高温の発生時は高齢者等における熱中症リスクが高まるため、冷房設備が整っている場所を地域であらかじめ確保することが熱中症リスクの低減につながることが考えられる。

このため、自助の取組を超え、地方自治体によりあらかじめ準備されたクーリングシェルター等の避暑施設の活用が効果的であると考えられ、全国的にこうした取組を広げていく必要がある。

2. 目的

本事例集は、施設管理者や各地方公共団体が、自らの地域の実情等に応じて、改正気候変動適応法第21条等の規定に関する指定暑熱避難施設を運営等にできるようまとめたものである。なお、事例として取り上げている例は、法施行前の事例をまとめたものである。

1. 施設管理者(設置時)

事例〇. 公共施設だけでなく民間施設を活用した例

【公共施設】施設の責任者、自治体の担当課、指定管理者等が施設管理者となっている例がある。 【民間施設】施設管理者は、所属団体、所属企業が施設管理者となっている例がある。

【公共施設の例】



熊谷市江南行政センター(熊谷市)

【管理主体】熊谷市江南行政センター長(施設の責任者)



ささえーる薬王寺 (新宿区)

【管理主体】新宿区福祉部地域包括 ケア推進課(自治体の担当課)



世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(世田谷区)

【管理主体】シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社)(指定管理者)

【民間施設の例】



墨田区内の31薬局(墨田区)

【管理主体】墨田区薬剤師会 (所属団体)



はる薬局(世田谷区)

【管理主体】はる薬局(所属企業)



石川湯(世田谷区)

【管理主体】有限会社石川湯 (所属企業)

1. 施設管理者(設置時)

事例〇. 施設管理の具体例

各施設の状況に応じて管理体制は様々だが、管理主体の責任者がトップとなり、職員・スタッフや関係部署と連携して管理体制を整えている例が多い。業務委託による管理を行っている例もある。

施設分類	施設名称	管理主体	管理体制	管理体制の分類
	熊谷市江南行政センター	熊谷市江南行政センター長	江南行政センター所長及び所属 職員	管理責任者+職員
	佐野市役所庁舎	佐野市	庁舎の総合案内・衛視室等	関係部署
	ささえーる薬王寺	新宿区福祉部地域包括ケア 推進課	ささえーる薬王寺館長(公務員)が管理	管理責任者
公共施設	世田谷区立保健医療福祉総合プラザ	施設管理者である指定管理 者(シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社)	指定管理者	指定管理者
	まちなか休憩所 八王子宿	八王子市拠点整備部市街地 活性課	委託業者	業務委託
	八王子市庁舎	八王子契約資産部庁舎管理 課	庁舎管理課及び防災センターに よる管理	担当課+関係部署
	武蔵野市立保健センター	武蔵野市健康福祉部健康課	健康課長が管理	管理責任者
民間施設	墨田区内の31薬局	墨田区薬剤師会	墨田区薬剤師会会長による	管理責任者
	はる薬局	はる薬局	はる薬局店長が管理	管理責任者
	石川湯	有限会社石川湯	石川湯店長が管理	管理責任者

2. 参加の動機・効果(設置時)

事例〇. 取組に参加する動機・効果の例

動機には地域住民との交流・地域貢献等が、効果には来店者の範囲の拡大、提供できるサービスの種類の増加、お客様に喜ばれる等がある。(世田谷区)



はる薬局



石川湯

動機

・参加により、地域住民との交流が可能になる

・参加が地域貢献になる

効果

- ・通常の利用者以外の方が来店する
- ・和やかな雰囲気になる・お客様(
- ・提供できるサービスの種類が増える
 - お客様に喜ばれる

施設からの実際の声

「今までも暑熱による体調不良者が来館することがあり 対応に困っていたが、今後は正しい救急対応が取れるため、助かる」



この事業を実施してよかった。

3. 民間施設への協力依頼(設置時)

事例〇. 民間施設への協力依頼における工夫の例

民間施設とつながりがある担当部局や、民間施設が所属する関係団体等を通じて、部局間で協力・連携し、民間施設に協力を依頼。地域で中心的な役割を担う施設を通じた周辺店舗への声がけも効果的。(世田谷区、鳥取市、熊谷市)

協力依頼における工夫の内容	主な協力依頼先	自治体名
部局間で協力・連携を取りつつ関係団体ヘアプローチ	商店街、高齢者施設 等 に関わる担当部局	世田谷区
部局間で協力・連携を取りつつ関係団体ヘアプローチ	観光関連施設、商工会議 所等	鳥取市
日ごろの業務で関わりの深い関係団体等の既存のネットワークの活用	・薬剤師会 ・柔道整復師会 等	世田谷区
地域で中心的な役割を担う施設を通じた周辺店舗へ の声がけ	地域において中心的な 役割を担う施設	鳥取市、熊谷市

4. 人員や物品の追加費用等(設置時)

事例〇. 人員や物品の追加費用の例

専任で人を確保するのではなく、既存の職員・スタッフが通常業務の範囲で対応している。対応内容には、利用者への声掛け、質問対応、物品(飲料水・ポスター等)の管理・補充等が含まれる。

項目	内容
人員配置	専任スタッフはおらず、既存のスタッフが通常業務の範囲で対応
対応内容 利用者への声掛け、質問対応	
	物品(飲料水・ポスター等)の管理・補充

民間施設を含め、既存の施設の人材・備品等を有効活用して、追加負担なし※で運営している。(佐野市・八王子市・ 鳥取市)※協定等においても追加の費用負担なし



市庁舎の椅子を利用 (佐野市)



休憩所の机・椅子等を利用 (八王子市)



観光施設のソファを利用 (鳥取市)

5. 運営時間(設置時)

事例〇. 運営に負担をかけない運営時間の例

通常の開館・営業時間と同様の範囲で運営している。(世田谷区)

時間	公共施設				民間施設	
	世田谷区役所	世田谷区 保健医療福祉 総合プラザ	若林 まちづくりセンター	石川湯	はる薬局	経堂 さわやか接骨院
8:00-10:00						9:00
10:00-12:00	8:30				9:00	~ 12:00
12:00-14:00	~	0.20	10:00		~	
14:00-16:00	17:00	8:30 ~	~ 19:00		18:00	14.20
16:00-18:00		22:00	15.00	15.15		14:30 ~
18:00-20:00				15:15 ~		20:00
20:00-22:00				23:45		
22:00-24:00						



地域全体で幅広い時間帯を カバーしている

事例〇. 要項・マニュアルの項目の例

実施概要・目的、実施期間、利用時間、掲示物・その他周知方法、利用者統計・実績報告、利用の範囲、送付物・支給品、体調不良者への対応等を記載している。(新宿区、熊谷市、佐野市)

項目	内容例
実施概要·目的	実施の概要
実施期間	〇月〇日~〇月〇日
利用時間	午前〇時から午後〇時
掲示物・その他周知方法	のぼり旗、ポスター等
利用者統計·実績報告	・別途配布した様式等を用いて、利用者数をカウント ・月に1回程度、自治体の担当課に送付
利用の範囲	対象者、施設の利用範囲等
送付物•支給品	送付物·支給品一式
体調不良者への対応	利用者から申出があった場合、熱中症応急キットを渡す

事例〇. 募集要項の例

市公式ホームページ上にて、取組概要、実施期間、取組内容、設置要件、参加申し込み方法等を記載した募集要項を公開し協力施設を募集している。(八王子市)

はちおうじまちなか避暑地とは

空調が稼働している涼しい公共施設や商業施設等を開放し、市民の皆さまに利用していただくことで、家庭での 節電につなげるとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

はちおうじまちなか避暑地について(令和4年度実施)

暑い夏を迎えるにあたり、熱中症予防に気を付ける必要があります。

熱中症対策には、「水分・塩分をとること」「こまめな休憩」が大事です。外出した際などのひと休みなどに 「はちおうじまちなか避暑地」をご利用ください。

- 東京都水道局では、まちなかの水分補給の場所を掲載していますので、こちらもご活用ください。 TokyowaterDrinkStationの設置場所(外部リンク)
- ご家庭での省エネ方法は、「家庭での省エネ対策」のページをご活用ください。

実施期間

令和4年(2022年)7月15日(金曜日)から9月30日(金曜日)まで

設置場所

設置場所は、以下のリーフレットをご覧ください。

なお、リーフレットの配布は、7月15日からです(配布場所:八王子市役所環境政策課、市民部事務所)。

☑令和4年度「はちおうじまちなか遊暑地」設置施設一覧(リーフレット) (PDF形式 867キロバイト)

(お知らせ)

- 商業施設13:定食屋 一汁伍菜 の追加 (8/8更新)
- ・公共施設23: 道の駅八王子滝山について、ご利用時間に変更があります(7/19更新)。

☆ご利用者へのお願い☆彡

「まちなか避暑地」は、各施設のご協力のもと、設置しています。 皆様に快適に過ごしていただけるよう、マナーを守り、譲り合ってご利用ください。

協力していただいている施設は、3密(密集・密閉・密接)の回避などの感染症対策を講じています。 また、感染拡大防止のため一部施設の使用制限などを行う場合や感染状況などを踏まえて休館する場合がありま すので、ご理解の上、ご利用いただきますようお願いします。

「はちおうじまちなか避暑地」にご協力いただける事業者の方を募集しています!

取組内容

施設へ休憩用ベンチの設置、割引サービスなど、各事業者の皆様のアイデアで市民の皆様を迎え入れてください。

設置要件

- (1) 八王子市内の公共施設、商業施設であること。
- (2) 自由に出入りが可能な施設であること。
- (3) 無料で休憩できるスペースの提供が可能であり、椅子等の設置により一定時間涼むことができる施設であること。

参加申し込み方法

下記の「参加申込書」へ必要事項を記入のうえ、郵送またはファックスまたはメールでお送りください。

■参加申込書(ワード形式 40キロバイト)

PR方法

参加事業者の皆様を市ホームページ等により紹介いたします。

また、参加事業者の方にはポスターを送付いたしますので、市民の皆様が「まちなか遊暑地」を見つけやすいような場所にご掲示願います。

はちおうじまちなか避暑地(八王子市)

八干子市、はちおうじまちなか避暑地

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/a546973/a24687/p014389.html

事例〇. 要項・マニュアルの具体例

実施期間、利用時間、送付物、掲示物、周知方法、利用者への対応方法、実績報告の方法等を記載した実施要項・協力事項を作成している。 (新宿区、熊谷市)

まちなか避暑地の実施について

1. 実施概要

高齢者等が暑い時期を無理なく過ごせるよう、薬王寺地域ささえあい館・シニア活動館・地域交流館・ささえ一る 中落合の 21 か所を、暑さをしのぐ「まちなか避暑地」として利用できる。(実施期間中は施設の利用証をお持ちでない方も利用可能。) 涼しい場所をみんなで共有することで、熱中症の予防だけでなく、地域との交流にも繋がる。

※ 熱中症対策のため、利用者にお茶の提供をお願いします。

2. 実施期間

6月1日 (木) ~9月30日 (土) 土・日曜日、祝日も利用可能 (ささえーる 中落合は日曜日休館)。

3. 利用時間

午前9時~午後6時

4. 掲示物・その他周知方法

【掲示物】

のぼり旗、熱中症予防啓発のポスター等

【その他周知方法】

広報しんじゅく:5月15日号・6月15日号に掲載 新宿情報局:5月25日からケーブルテレビ等で放送

チラシ:6月1日から区施設(各特別出張所・高齢者総合相談センター等)で配布 デジタルサイネージ:6月5日から区役所1階ロビー等で放映

5. 利用者統計

薬王寺地域ささえあい館・シニア活動館・地域交流館:利用証をお持ちでない方が 個人利用した場合にカウントする。

ささえ一る 中落合: 講座参加者と団体利用者を除く全ての利用者をカウントする。 ※ 利用者統計については 1ヵ月ごとに、高齢いきがい係・藤原あてメールで報告を お願いします。

6. 利用の範囲

利用証をお持ちでない方は、風呂利用及び事前申込制の事業の参加は不可とする。

まちなか避暑地の実施について (新宿区)

はちなかオアシス事業の協力事項の詳細について

1 送付物一覧

- (1) スポーツドリンク
- (2) 実績報告様式 (3種類:下記3の(1)様式参照)
- ※ のぼり旗、台座、ボールについては各課所で保管をお願いしています。なお、 現時点で紛失や汚損がある場合は、健康づくり課へ御連絡ください。

2 対応について

オアシス利用者から「暑くて気分が悪い」等申出があった場合、必要に応じて熱中症応急キットを渡してください。また、申出がなくとも、明らかに具合の悪そうな方がいた場合には、必要に応じて熱中症応急キットを渡してください。

3 実績報告について

- (1) 様式
- ① まちなかオアシス休息者数集計(月報:別紙2)
- ② 利用者記入表 (まちなかオアシス利用者の方へ:別紙3)
- ③まちなかオアシス スポーツドリンク・瞬間冷却剤使用台帳 (別紙4)
- ※実際に送信していただくのは②と③です。また、熱中症応急キットを使用した場合はオアシスの実績報告とは別に、「熱中症応急キット使用報告書」(応急キットに同封済みの様式)の貨提出もお願いします。
- ※②利用者記入表には日付が記載されておりませんので、利用された際は記入を お願いします。また、用紙が不足の場合はコピーし使用していただきますよう お願いします。

(2) 報告時期

①1か月分の実績を、月初日の正午までにFAX送信してください。 ※昨年度までは1週間の報告をしていただいておりましたが、今年度から1か月分をまとめて報告していただくよう変更いたしました。

(3) その他

実績がない場合につきましても、月初日の正午までに実績なしの旨を報告様式に 記入の上FAXにて御連絡ください。

まちなかオアシス事業の 協力事項の詳細について(熊谷市)

事例〇. 各自治体独自の上乗せの設置要件の例

(指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準への追加等の例)

各自治体の状況に応じて設置要件は様々だが、立地、施設の開放、空調、規模、物品、救護体制、情報発信・周知方法等の記載がある。 (八王子市、佐野市)

設置要件の例	八王子市 (公共施設·民間施設)	佐野市 (公共施設)
立地	八王子市内の公共施設、商業施設であること。	ー (公共施設のため佐野市内)
施設の開放	自由に出入りが可能な施設であること。	ー (公共施設のため開庁時間は自由に出入り可能)
空調	- (設置要件には記載がないが、「はちおうじまちなか避暑地」のホームページ上に「空調が稼働している」という記載あり※)	開館時は常時冷房を行っている場所があること。(概ね 28度以下)
規模、物品	無料で休憩できるスペースの提供が可能であり、椅子等の設置により一定時間涼むことができる施設であること。	5 人程度収容可能であり、三密を防ぎ椅子等で休憩で きる場所を確保できること。
救護体制	_	職員が常駐しており、利用者の観察や求めに応じて救急車を呼ぶなどの対応が取れること。
情報発信·周知方法	_	指定の熱中症避難所のポスターを掲示すること。
その他	<u> </u>	施設の規則で飲食禁止であっても、熱中症予防のための 飲食は可とすること。 その他、運営にあたっての留意事項を参照

※八王子市、はちおうじまちなか避暑地

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/a546973/a24687/p014389.html

7. 民間施設、民間管理者等に係る協定(設置時)

事例〇. 指定管理者との協定の例

指定管理者が管理主体となる施設では、自治体と施設の管理運営に関する協定を結んでいる。(世田谷区)



世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(世田谷区) 【管理主体】指定管理者(シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社)

○○施設の管理運営に関する基本協定書

様式3-1

世田谷区(以下「区」という。)と〇〇(以下「指定管理者」という。)は、世田谷区〇〇施設条例(令和〇〇年〇〇月世田谷区条例第〇〇号。以下「条例」という。)第〇条の規定により指定された指定管理者が行う〇〇施設(以下「本施設」という。)の管理及び運営に関して、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、本施設を適正かつ円滑に管理し、及び運営するために必要な事項を定めることを 目的とする。

(管理物件)

第2条 本施設の管理及び運営に係る業務(以下「本業務」という。)の対象となる物件(以下「管理 物件」という。)は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙1のとお りとする

2 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(指定期間等)

第3条 区が指定する期間(以下「指定期間」という。)は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日 までの〇年間とする。

2 この協定の期間は、指定期間と同じ期間とする。

施設の管理運営に関する基本協定書の例

世田谷区、指定管理者制度運用に係るガイドライン第4版 p.42 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/022/001/d00147788_d/fil/shiteikanri4.pdf

※上記協定は改正気候変動適応法における協定ではなく、世田谷区と指定管理者との施設の管理運営に関する協定の例である。

(参考) 令和5年法改正後の気候変動適応法における協定に含める事項

第21条第3項

市町村長は、第一項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 協定の目的となる指定暑熱避難施設(次号、第三号及び次条第一項第三号において「協定指定暑熱避難施設」という。)
- 二 協定指定暑熱避難施設を開放することができる日及び時間帯 (次項及び第五項において「開放可能日等」という。)
- 三 協定指定暑熱避難施設の開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数
- 四 その他環境省令で定める事項

8. 要項・マニュアル等(運用時)

事例〇. 運用にあたる要項・マニュアル等の項目の例

利用上の注意として、利用者の利用目的、利用中の留意点が記載されている。運用上の留意点として、物品、来訪者への対応・依頼、体調不良者への対応、情報発信・周知方法が記載されている。(佐野市)

項目		内容例
利用上の注意	利用目的	利用者は施設管理者に、まず避難目的であることを伝える
	利用中の留意点	・利用者は私語を極力控える ・施設管理者や施設利用者の妨げになるような行為は慎しむ
運用上の留意点	物品	・利用者が快適に過ごせるよう椅子や扇風機等あれば貸与 ・状況に応じ保冷剤・冷却剤、タオル、うちわ、飲み水(配布予定)の提供
	来訪者への対応・依頼	・利用者に利用上の注意を配布 ・「利用者記録簿」を本人又は職員が記入 ・緊急事態に備え、利用者には「緊急時本人カード」への記入を依頼
	体調不良者への対応	・利用者の状態を10分程度おきに観察またはお声がけし、健康観察 ・本人の求めや健康観察の結果、別紙フローチャート(p.22参照)を参考に、必要と判断した場合は、家族に連絡または救急車を要請 ・救急車到着までの間、別紙フローチャートを参考に可能な限り初期対応 ・判断に困る場合は、救急情報テレフォンサービス相談
	情報発信•周知方法	ポスターを市民が見える場所に掲示

8. 要項・マニュアル等(運用時)

事例〇. 利用者への留意事項の例

協力施設に対して、利用上の注意、施設管理者へのお願い、利用者への対応等を記載した要項を配布している。(佐野市)

【熱中症予防のための涼み処運用にあたっての留意事項】

利用上の注意点

- ・利用者は施設管理者に、まず避難目的であることを伝える。
- 利用者は私語を極力控える。
- ・施設管理者や施設利用者の妨げになるような行為は慎しむ。

施設管理者へのお願い

- ・熱中症避難所(熱中症予防のための涼み処)のポスターを市民が見える場所に掲示してください。
- ・「利用者記録簿」を本人に記入又は職員が記入してください。
- ・緊急事態に備え、利用者には「緊急時本人カード」への記入をお願いします。自書できない状態の人には必要事項を聞き取り、代理記入してください。(異常がなければ本人保管してもらい、緊急時に受け取り、家族への連絡や救急隊が利用するものです)
- ・利用者に利用上の注意 (A6) を渡してください。
- ・利用者が快適に過ごせるよう椅子や扇風機等あれば貸与してください。
- ・状況に応じ冷却剤、タオル、うちわ、飲み水(配布予定)の提供を行ってください。
- ・利用者の状態を 10 分程度おきに観察またはお声がけし、健康観察して ください。
- ・本人の求めや健康観察の結果、別紙フローチャートを参考に、必要と判断した場合は、家族に連絡または救急車を要請してください。
- ・救急車到着までの間、別紙フローチャートを参考に可能な限り初期対応 願います。
- 判断に困る場合は、救急情報テレフォンサービス(24-9981)に ご相談ください。

※救急車への同乗は求められないことを消防に確認済みです。

熱中症予防のための涼み処 運用にあたっての留意事項(佐野市) 【庁舎: 熱中症予防のための涼み処運用について】

避難所利用上の注意点

- ・利用者は施設管理者に、まず避難目的であることを伝える。
- 利用者は私語を極力控える。
- ・施設管理者や施設利用者の妨げになるような行為は慎しむ。

涼み処の方針及び避難所利用者への対応

- ・健康増進課が、涼み処の市民への通知は、HP等で行う
- ・涼み処の利用者として、外出している熱中症の方、又は、熱中症の症状がある方が 対象であり、健常者が暑いために、涼む場所ではない。
- ・実施期間は、6月1日(木)から10月31日(火)
- ・熱中症の方又は、熱中症の症状がある方が、1階総合案内、衛視室又は、職員に体調の異常を知らせた場合や来庁し、休憩している方で気分の悪そうな方がいた場合は、声をかけ相手の状況を伺う。
- ・相手方の状況を確認し、熱中症の症状がある場合は、涼み処に案内する。
- ・涼み処として、1階介護保険課カウンター前の待合椅子付近又は、1階待機室とする。
- ・涼み処を案内した人は、1階衛視室や総合案内に声をかける。
- ・衛視又は、総合案内の職員は、涼み処で休憩している人に、配付資料(利用上の注意)を渡し、相手の要望により支給品を提供し、4階財産活用課へ通報する。支給品(冷却剤、タオル、うちわ、飲み水)
- ・財産活用課は、その現場に急行し、症状が出ている方に健康状態の確認をする。本人、介添人又は職員により、「緊急時本人カード」に必要事項を記入する。衛視、総合案内に支給品の提供状況を確認する。
- ・財産活用課の職員は、その症状により、健康増進課に応援依頼をする。
- ・健康増進課の判断で、救急車が必要な場合は、財産活用課で救急車の要請又は家族 に連絡する。
- ・涼み処で休ませた場合は、発症した人を30分程度おきに観察またはお声がけし、 健康観察を行う。異常が見られた場合は、救急車又は家族に連絡する。
- ・涼み処を利用した場合、「【令和5年度】利用者記録簿」を財産活用課の職員が記入する。
- 判断に困る場合は、救急情報テレフォンサービス(24-9981)にご相談ください。

※救急車への同乗は求められないことを消防に確認済みです。

庁舎:熱中症予防のための涼み処 運用について(佐野市)

8. 要項・マニュアル等(運用時)

事例〇. 冷房の設定温度の例

各施設の状況やその日の天候・気温によって冷房の設定温度は異なるが、来訪者が涼しいと思える温度を施設管理者が 判断し設定している。

施設名	冷房の設定温度の例
八王子市	空調の設定温度ではなく、室温で28度
武蔵野市	空調の設定温度ではなく、室温で28度
熊谷市江南行政センター	26~27度
墨田区内の31薬局	26~28度
新宿区(ささえーる薬王寺)	28度
佐野市	概ね28度



扇風機を回して空気循環を良くする等の工夫を行っている例もある また、実際には、設定温度が28度では室温はそれを超える場合が あるので注意すること

事例〇. 物品の例

各施設の状況に応じて、主に下表のような物品が設置・配置されている。

設置されている物品	用途
椅子、ソファ等	利用者の休憩のため
飲料水等	利用者の水分補給のため
のぼり旗、ポスター等	周知のため
清涼飲料水、経口補水液、タオル、保冷 剤・冷却剤等	体調不良者の対応のため

事例〇. 休憩のための椅子・ソファ等の例

利用者の休憩のための椅子・ソファ等を配置している。(世田谷区、熊谷市、新宿区)







椅子の配置 (世田谷区)

ソファの配置 (熊谷市)

マッサージチェアの配置(新宿区)



体調不良者が休めるよう、 横になれる椅子を配置している

事例〇. 水分補給のための飲料水等の例

利用者の水分補給のための飲料水等を提供している。(世田谷区、新宿区)



ペットボトルの提供 (世田谷区)



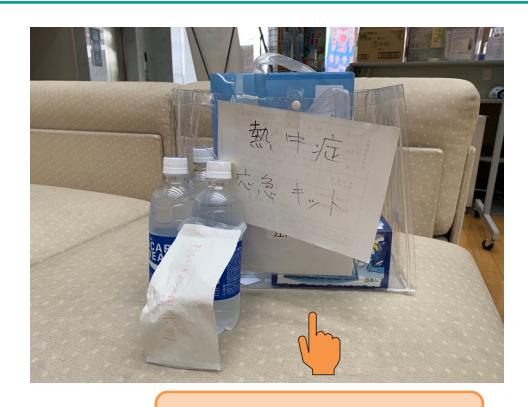
冷水・お茶の提供 (新宿区)



既設の給水機の活用 (世田谷区)

事例〇. 体調不良者の対応のための物品の例

体調不良者の対応のために、スポーツドリンク、保冷剤・冷却剤等を用意している。(熊谷市)





すぐに取り出せるように袋にまとめてある

熱中症応急キット < スポーツドリンク、保冷剤・冷却剤等> (熊谷市)

事例〇. 周知のための掲示物の例

利用者への周知のための掲示物等を設置している。(佐野市、新宿区)





ポスターの掲示 (佐野市)



のぼり旗の設置 (新宿区)

事例〇. 自治体の独自予算等を活用して物品を提供している例

自治体の独自予算等を活用して、利用者のための飲料水、保冷剤・冷却剤等や、宣伝のためののぼり旗を調達している例もあるが、追加的なサービスや広報として実施。(熊谷市・新宿区・墨田区)



スポーツドリンク 「まちなかオアシス事業」活用 (熊谷市)



のぼり旗 「まちなか避暑地事業」活用 (新宿区)

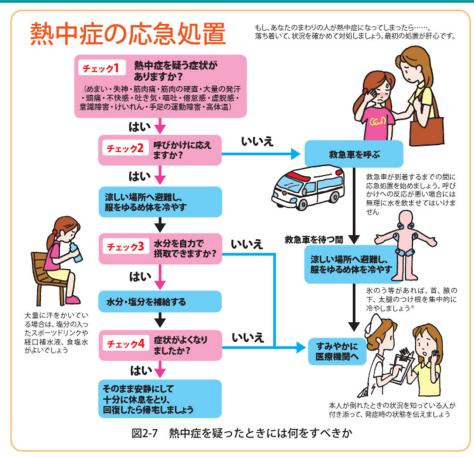


のぼり旗 「地方公共団体における効果的 な熱中症対策の推進に係るモデ ル事業」活用 (墨田区)

10. 救護体制(設置・運用時)

事例〇. 熱中症の応急処置や症状に応じた対応の判断基準の例

体調不良者が出た場合は、通常業務の中で対応している。協力施設に対して、熱中症の応急処置のためのフローチャートや、熱中症対応シート(軽症/重症の判断基準が書かれたシート)を配布している例もある。(佐野市、武蔵野市)



*スポーツや激しい作業・労働等によって起きる労作性熱中症の場合は、全身を冷たい水に浸す等の冷却法も有効です。

熱中症の応急処置フローチャートの配布(佐野市)

環境省、熱中症環境保健マニュアル2022 p.26 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf



熱中症対応シートの配布(武蔵野市)

環境省、熱中症環境保健マニュアル2022 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

10. 救護体制(設置・運用時)

事例〇. 緊急時本人カードの例

緊急事態に備え、利用者に緊急時本人カードへの記入を求めている例もある。(佐野市)

緊急時本人力	J- F
氏名	生年月日
フリガナ:	
住所	
電話番号	
-	_
緊急時連絡先 (連絡のつく方)	
_	_
フリガナ: 氏 名	・家族 () ・友人 ・知人
持病	
かかりつけ医	
※ご自身でお持ちください。緊急時に	職員にお渡しください。

- ※異常がなければ本人保管
- ※緊急時に家族への連絡や救急隊が利用

緊急時本人カード(佐野市)

10. 救護体制 (設置・運用時)

事例〇. 個室の確保の例

個室を用意している例もある。個室や間仕切りで区切られたスペースがある場合、体調不良者が出た際に服をゆるめる等の対応がしやすくなる。 (佐野市)





個室(佐野市)

事例〇. 紙面による情報発信の例

自治体が市報、広報誌等の紙媒体を作成・配布して情報発信を行っている。(千代田区、鳥取市)



∖ひと涼みスポットオープン /─

6月下旬ごろから、暑さによる体

力の消耗や熱中症予防のための休憩に利用できる冷房のきいたひと涼みスポット36か所を順次オープン!



施設名	住所
千代田区役所	九段南1-2-1
2 麹町出張所・区民館	麹町2-8
富士見出張所・区民館	富士見1-6-7
→ 神保町出張所・区民館	神田神保町2-40
神田公園出張所・区民館	神田司町2-2
万世橋出張所·区民館	外神田1-1-13
7 和泉橋出張所·区民館	神田佐久間町1-11-7
3 障害者福祉センターえみふる	神田駿河台2-5
千代田区障害者よろず相談	一ツ橋 1-1-1
	パレスサイドビル1階
高齢者総合サポートセンター かがやきブラザ	九段南1-6-10
1) いきいきブラザー番町	一番町12
2 ジロール神田佐久間町	神田佐久間町3-16-6
B ジロール麹町	麹町2-14-3
3 ちよだパークサイドブラザ	神田和泉町1
5よだブラットフォーム スクウェア	神田錦町3-21
6 千代田保健所	九段北1-2-14
7 千代田区立スポーツセンター	内神田2-1-8
3 九段生涯学習館	九段南1-5-10
9 四番町図書館	三番町14-7
10 昌平まちかど図書館	外神田3-4-7
1 神田まちかど図書館	神田司町2-16
2 日比谷図書文化館	日比谷公園1-4



施設の一覧を掲載している

市報等による情報発信(千代田区)

千代田区、広報千代田:

https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/28912/no15 94.pdf

千代田区、令和5年度ひと涼みスポットマップ

https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/1648/spotmap_3.pdf





鳥取市 中心市街地活性化協議会 情報誌「わっか」(鳥取市)

わっか(2023年夏号):

https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1306715 045965/simple/WAKKA2023 summer.pdf

事例〇. インターネットによる情報発信の例

自治体がホームページ、動画配信サイト、公式SNS等を用いてインターネット上で情報発信を行っている。(新宿区、世田谷区)



ホームページによる情報発信(世田谷区)

世田谷区、熱中症予防「お休み処」をご利用ください: https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/d00160162.html



動画配信サイトによる情報発信(世田谷区)

SetagayaCity、手話付映像「せたがやインフォメーション」(令和4年7月): https://www.youtube.com/watch?v=7XSnUA9wmqo



SNSによる情報発信(新宿区)

新宿区区政情報課、【暑さが厳しいときは「まちなか避暑地」 のご利用を】:

https://twitter.com/shinjuku_info/status/166405 1632064331776?s=46&t=_cE4rm7c_OmJ92RNN mozUg

事例〇. 定例記者会見による情報発信の例

自治体が定例記者会見で情報発信を行っている。(佐野市)

6月の記者会見

日時:5月30日(火)午後1時30分~ 会場:市役所6階 大会議室AB

【案件】

- I. 電力・ガス・食料品等価格高騰に対する生活者・事業者支援について (総合戦略推進室)
- Ⅱ. さのまる健康アプリの提供開始について (デジタル推進課)

【部長説明】

- I. 書かない窓口の開設について(市民課)
- II. 佐野市健康長寿推進条例・佐野市シニア地域デビュー条例施行記念講演会 「SANO健康いきいき講演会」の開催について(健康増進課・いきいき高齢課)
- Ⅲ、熱中症予防対策避難所(熱中症予防のための涼み処)の設置について(健康増進課)

定例記者会見による情報発信(佐野市)

佐野市、市長の記者会見【令和5年5月30日の案件】: https://www.city.sano.lg.jp/material/files/group/1/kaiken202306.pdf

事例〇. 現地の掲示物による周知の例

ポスター、のぼり旗等を視界に入りやすい位置に配置し、周知を行っている。(熊谷市、佐野市、墨田区)



ポスターに利用可能日・時間を 記載する欄がある

熱中症予防のための涼み処ポスター (佐野市)



休憩するためのソファの近くに のぼり旗を設置

まちなかオアシス事業 のぼり旗 (熊谷市)



道路から見える位置に のぼり旗を設置

すみだひと涼みスポット薬局 のぼり旗 (墨田区)

事例〇. マップ作製による案内の例

施設の場所を地図上に表示している。(世田谷区、千代田区)





世 田 谷 地 域 の お 休 み 処 (せたがや涼風マップより)

千 代 田 区 の ひ と 涼 み ス ポ ッ ト (千代田区令和 5 年度ひと涼みスポットマップより)

※7/28以降、37か所に変更

せたがや涼風マップ お休み処一覧(地図版) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/d00160162_d/fil/map1.pdf 千代田区令和5年度ひと涼みスポットマップ https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/1648/spotmap_3.pdf

12. 庁内連携(設置・運用時)

事例〇. 庁内関係部局等との体制構築の例

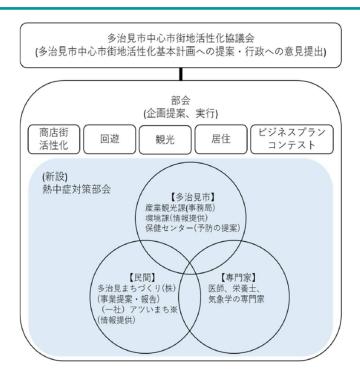
地方公共団体内における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であることを踏まえ、連携、協力して必要な対策を実施できるような庁内体制整備(川崎市、多治見市)



※制度の詳細が明らかになった時点で必要な部署を適宜追加

気候変動適応法改正に伴う熱中症WG (課長級) で検討 (川崎市、令和5年度時点)

• 令和4年度末をもって「気候変動適応WG」を解消し、令和5年度は、新たに「気候変動適応法改正に伴う熱中症対策検討WG」を立ち上げ、気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策について関係部局と検討を行う。



多治見市中心市街地活性化協議会の活用 (多治見市、令和3年度時点)

• 既存の組織体制を活用し、産業観光課、環境課、保健センター等といった関係部局と多治見まちづくり株式会社による多治見市中心市街地活性化協議会傘下の熱中症対策部会を立ち上げ。

12. 庁内連携(設置・運用時)

事例〇. 庁内関係部局との具体的な連携の例

各自治体の状況に応じて庁内連携を活用し設置・運用。特に、関係部局・関係者への丁寧な情報共有・説明により、有機的に連携し、効果的・効率的に実施。(鳥取市、佐野市、世田谷区)

項目	内容	自治体名
関係部局との情報共有	施設を保有する担当課、及び観光部局(鳥取砂丘関連) と取組の情報共有	鳥取市
	協力依頼時の丁寧な説明 市民の命を守るための事業であること 「できるところから少しずつ始めるしかない」といった方針	佐野市
開設に向けた協力依頼	協力施設の職員に対する説明会の実施 適切な対処法の熟知誰でも対応できる体制づくり救急相談電話(消防本部で開設)の活用の周知	佐野市
民間施設へのアプローチ	部局間で連携を取りつつ関係団体(薬剤師会・柔道整復師会等)ヘアプローチ	世田谷区
備品調達	担当課で備品を一括購入した後、各施設に配分し、使用した分は補充 (各課の負担軽減のため)	佐野市

13. 設置時等における課題への対応(設置・運用時)

事例〇. 懸念されたこと・対応策の例

対応策 懸念されたこと 涼を取る目的以外での来庁者への対応 1. 涼み処の周知ポスター(右上図)に「暑さによる体調不 配布物の提供 良の場合は、職員にお声かけくださいと表示 大声での会話 申し出のあった方のみフォローすることで、体調不良者の 執務への影響への懸念 把握ができる上、職員の負担軽減になる 2. 無用の寄り合いを防ぐために、 5人程度座れる場所とし、人数を絞る 利用の際の注意書き(右下図)を渡し、執務の妨げに ならないよう呼びかける 個人情報の取り扱い 1. 施設側:利用者がいた場合は「利用者記録簿」に記入 来館後に重篤な症状となった場合、救急搬送 (氏名等の記入はなく、あくまでも利用者の統計を取る を要請する際に個人情報が分からずに困る ため) 個人情報(氏名、年齢、緊急連絡先等)は 2. 利用者側:来館時点で、「緊急時本人カード」(p.24) 参照)に記入、自身で管理していただく すべからく利用者から収集はできない 協力体制、職員の負担 協力依頼時の丁寧な説明: 6月から10月末までと長期にわたる協力依頼 市民の命を守るための事業であること 「できるところから少しずつ始めるしかない」といった方針を であることから、反発があるのでは 健康増進課の保健師がその施設まで呼び出さ 伝えた れるのでは 2. 協力施設の職員へ説明会を実施: 適切な対処法の熟知、誰でも対応できる体制づくり・救 急相談電話(消防本部で開設)の活用の周知



熱中症予防のための涼み処 ご利用者の皆様へ

~利用上の注意~

①私語は極力お控えください。

②施設管理者や施設利用者の妨げに なるような行為は慎んでください。

③体調が悪化した場合は すぐに職員にお声かけください。

設置を 通して

<協力依頼の結果> 予想を上回る32施設の開設 (当初は15施設程度の見込み)

→悩むより先に実施することも重要

<市民に配布用の飲料水等> 当課で一括購入し、施設に配分し、 使用した分は補充

→各課の負担軽減を常に考え、協力を得る